

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

育児・介護休業法の改正について その5

介護休業にかかる改正については、

③介護休暇の対象範囲も拡大され、これまで勤続6ヶ月未満の労働者は労使協定に基づいて取得対象外とすることはできましたが、それができなくなりました。

④また、事業主には、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が介護休業をしていない場合に、在宅勤務の措置を講ずることが新たに「努力義務」として課されます。

以上、ご説明しました通り、労働者の方にとっては、育児休業や介護休業が改正により、より取りやすくなりました。

他方で、事業主は、これらの措置を講ずる必要が出てきました。また、措置を講ずる前提として、就業規則等社内規定の改訂が必要となることも考えられるところです。

